

# 穴吹学園保護者会会則

## 第1章（総則）

第1条 本会は、穴吹学園保護者会と称する。

## 第2章（目的）

第2条 本会は、学生活動を積極的に支援し会員相互の交流を図ることで、学生生活をさらに有意義かつ充実させることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第3章（組織）

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1号：正会員 穴吹学園在校生の保護者

2号：準会員 穴吹学園に勤務する教職員

## 第4章（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、正会員の中から選出し、本会を総理し代表する。

(2) 副会長は、正会員の中から選出し、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監事は正会員の中から会長が委嘱する。また、会務及び会計を監査する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、重任をさまたげない。

## 第5章（総会）

第8条 本会は、毎年1回総会を開催し、役員案の作成、活動結果の報告、収支決算の報告を行う。

## 第6章（役員会）

第9条 役員会は、会長、副会長、監事をもって構成する。

第10条 役員会は、毎年1回開催し、予算の承認、活動計画の作成、会長・副会長の選出、その他必要な事項を付議決定する。

## 第7章（会計）

第11条 本会の活動は、会費によって運営する。

第12条 本会の会計事務および庶務は、穴吹学園事務局に委託する。穴吹学園事務局は、総会・役員会に出席する。

第13条 正会員の会費は、年額10,000円とし、学年当初の授業料とともに納入する。

2 会員は、理由の如何を問わず、会費の返還を請求することができない。

## 第8章（会計年度）

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 役員会までの年度当初予算については、会長が暫定予算を編成し、執行することができる。

付則 この会則は、平成29年4月1日より施行する。

この会則は、令和6年4月1日より施行する。ただし、令和5年度以前の入学生について、従前の会則によるものとする。